

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	千早赤阪村
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/kakuka/kikaku/5958.html

執行機関名 千早赤阪村長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年千早赤阪村条例第11号)によるひとり親家庭医療の認定給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年千早赤阪村条例第25号)別表第1 第2の項 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年千早赤阪村条例第11号)によるひとり親家庭医療の認定給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第1条	千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年千早赤阪村条例第11号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持、生活の安定及び児童の健全な育成に寄与し、もってひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年千早赤阪村条例第11号)